

第3期河南町子ども・子育て支援事業計画 (令和7年度～令和11年度)

概要版

計画の策定にあたって

1 背景と趣旨

わが国の少子化は急速に進行し、令和5年の全国の合計特殊出生率は1.20、大阪府はそれを下回る1.19となっています。個人の価値観やライフスタイルの多様化、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、子育ての環境は変化しています。また、子どもの貧困やヤングケアラー、児童虐待、自殺対策等、子どもや若者の抱える問題も複雑かつ複合化しています。

本町では、子ども・子育て支援法に基づく「第2期河南町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度をもって終了することから、引き続き、子どもや子育て家庭に妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援を行うことで、子どものより良い育ちや保護者としても成長を実現していけるよう、子育て世帯を対象に子育て支援に関するニーズ調査を実施し、河南町の現状と課題を再度、分析・整理し、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした「第3期河南町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、子ども・子育て支援法第2条(基本理念)を踏まえ、同法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」(策定義務)に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」(任意策定)と一体的に策定します。
- 本計画は「河南町まちづくり計画」と整合を図るとともに「河南町教育大綱」や、子どもと子育てを取り巻く保健、医療、福祉、教育などの分野における「河南町地域福祉計画」「河南町障がい者計画」「かなんジェンダー平等推進プラン」「健康かなん21」などの関連計画との整合・連携を図りながら、子ども・子育て支援関連施策を推進していきます。

3 計画の期間

- 令和7年度を初年度として、令和11年度までの5年間を計画期間とします。
- 計画期間中において、社会情勢の変化や国の方針変更等により修正の必要が生じた場合は、見直しを図ります。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度 中間見直し	2028年度	2029年度
第2期河南町子ども・子育て支援事業計画					第3期河南町子ども・子育て支援事業計画				

4 基本理念

みどりのなか、子育てと、子どもの笑顔をつなぐまち

- 第1期計画と第2期計画では「みどりのなか、子育てと子どもの笑顔をつなぐまち」を基本理念として、豊かな自然の中、子どもたちの元気な声と笑顔があふれ、子育てしやすいまちづくりと、質の高い教育・保育や子育て支援サービスの充実に取り組んできました。
- 本計画ではこれらの計画を継承するとともに、こども基本法及びこども大綱の考え方である「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である『こどもまんなか社会』の実現」にも取り組んでいくことが求められることから、こうした考え方をもって、子どもを中心とした地域ぐるみの子育て支援に取り組んでいくことをめざし、基本理念についても継承していきます。

取組み方針と主な施策

基本目標 1 すべての子どもが健やかに育つための環境づくり

【施策の方向】

妊娠、出産、乳幼児期における母子の健康を確保するとともに、若者の活躍支援など、年齢・発達段階に応じた切れ目のない支援を進め、少しでも子育て家庭の負担が軽減できるように取り組みを推進します。

【施策項目】

(1) 子どもの人権を守る環境整備

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えます。育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問による援助・育児指導を拡大します。また、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

- ① 人権尊重意識の醸成
- ② 関係機関連携による児童虐待防止対策の充実
- ③ 相談体制の充実

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境整備

幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自尊感情を高める取り組みを推進し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育む教育環境を整備するとともに、本町の特徴を生かした教育を推進します。

また、親としての自覚を持ち、子どもと向き合いながら自分らしい子育てができるよう、地域子育て支援拠点等で、家庭教育に関する情報や学習機会の提供等を通して、家庭の教育機能を高めるとともに、次代の親の育成を積極的に進めます。

- ① 次代の親の育成
- ② 幼児、児童教育の充実及び環境整備
- ③ 幼児教育・保育等の質の確保及び向上
- ④ 家庭や地域の教育力の向上

(3) 親(保護者)と子の健康の確保と増進

安心して出産・子育てができるよう、健康診査、健康相談等の母子保健事業を充実させ、きめ細かく実施していくとともに、親子の心身両面から健康の確保を図ります。

また、次代の親となる青少年の心身を健やかに育てるための思春期保健対策については、幅広い取り組みが必要となるため、関係者や関係機関と連携して進めていきます。

- ① 妊娠・出産、子育てへの切れ目のない支援
- ② 母子の健康維持、増進
- ③ 食育の推進
- ④ 思春期保健対策の充実
- ⑤ 小児保健医療対策の充実

基本目標 2 安心して子どもを産み育て、 子育てに喜びを感じることもできる環境づくり

【施策の方向】

子育てをしているすべての家庭が子育てにともなう喜びを実感できるように、安全・安心な妊娠、出産環境を確保し、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支えるための支援体制の充実を図ります。

また、ひとり親家庭や生活困窮世帯、障がいがある子どもといった配慮が必要な子どもの特性に合わせた総合的な支援を充実し、安心して地域で生活できる取り組みを進めます。

【施策項目】

(1)ともに協力しあう子育ての啓発

仕事と生活の調和を図り、仕事も生活も充実する「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を広く社会に浸透させ、女性も男性も仕事と生活を調和させた豊かな生活が送れるよう、一層の普及啓発を行います。

また、労働者が有給休暇、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりに向けた普及啓発を行います。

- ①多様な働き方や働き方の見直し
- ②仕事と子育ての両立の推進

(2)支援を必要とする子どもやその親(保護者)を支える環境整備

ひとり親家庭や障がいのある子どもとその家庭に対しては、個々の家庭の状況に応じた、きめ細かい支援を行っていく必要があります。すべての子育て家庭が地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを推進します。

また、障がい児の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障がいのある児童・生徒の個々の発達の状況に応じたサポート体制を充実させ、保健医療、福祉、教育等が連携した施策の推進を図ります。

- ①ひとり親家庭などの自立支援の充実
- ②障がいのある子どもの支援体制の充実
- ③外国にルーツのある子どもへの支援

(3)子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右され、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもとその家族に対して教育、生活、就労、経済的な面から支援に取り組み、子どもの貧困の解消に向けた対策を推進します。

- ①教育の支援
- ②生活の安定に資するための支援
- ③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- ④経済的支援

基本目標 3 みんなで子育てを見守り、支えあう地域社会づくり

【施策の方向】

子育て家庭の孤立防止や同じ悩みを持つ親同士の交流の場の充実等、相談・情報提供体制の強化に努めるとともに、子どもの笑顔がたくさんあふれ、子育て家庭の保護者に「河南町で子育てをして良かった」と思ってもらえるような、子育てにやさしい地域環境づくりを推進します。

【施策項目】

(1) 地域の子育て環境の整備

地域の中での公共施設等を活用するとともに、生涯学習の振興の観点から町民一人ひとりが培ってきた学びを活かし、子どもの健全育成のための居場所づくり事業を推進します。

また、子ども子育て支援新制度のもと、利用者の多様なニーズを十分に踏まえ、地域の実状に応じたきめ細やかな保育サービスをより一層充実していきます。

- ①地域における子育て支援サービスの充実
- ②子育てに関する情報提供の充実
- ③多様な保育サービスの充実
- ④子どもの居場所づくりの推進
- ⑤子育て支援のネットワークづくり

(2) 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境の整備

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりをめざし、福祉のまちづくりを推進するとともに、子どもを交通事故から守るため、関係機関との連携・協力の強化を図り、交通事故防止対策を推進します。

子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災教育や、警察、行政、保育所、学校園、地域等の連携や協力による防犯、交通事故対策等に今後も引き続き取り組み、危機管理を強化します。

- ①子どもの安全の確保
- ②子育てに配慮した地域環境の整備
- ③経済的支援



事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域

利用者視点、事業者視点の両視点からも、これまでの施設利用の環境をできる限り変えることなく体制づくりをすすめていくため、町全域を一つの単位とします。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

①教育(幼稚園・認定こども園)

幼児教育のニーズ量の見込みに対して、令和7年度以降は、町内の認定こども園が2園と、町外の確認を受けない幼稚園によってニーズ量の見込みを満たす提供量を確保していくものとします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	58人	54人	50人	47人	44人
認定こども園	49人	46人	43人	40人	38人
確認を受けない幼稚園	9人	8人	7人	7人	6人
確保方策(提供量)	105人	105人	105人	105人	105人
認定こども園	95人	95人	95人	95人	95人
確認を受けない幼稚園	10人	10人	10人	10人	10人

②保育(保育園・認定こども園)

保育のニーズ量の見込みに対して、令和7年度以降は、町内の認定こども園2園、特定地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)、一時預かり事業(幼稚園型を含む)によってニーズ量の見込みを満たす提供量を確保していくものとします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	283人	262人	259人	248人	245人
3歳以上	166人	142人	145人	137人	138人
1・2歳	96人	100人	95人	92人	89人
0歳	21人	20人	19人	19人	18人
認定こども園	269人	250人	248人	237人	234人
幼稚園の預かり保育	14人	12人	11人	11人	11人
確保方策(提供量)	284人	282人	301人	301人	301人
3歳以上	173人	171人	170人	170人	170人
1・2歳	84人	84人	104人	104人	104人
0歳	27人	27人	27人	27人	27人
認定こども園	270人	270人	290人	290人	290人
幼稚園の預かり保育	14人	12人	11人	11人	11人

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業名	区分		令和 5 年度 (実績)	令和 11 年度 (目標)
①利用者支援事業	確保方策 (提供量)	基本型・特定型 (地域子育て相談機関)	基本型 1 か所 (おやこ園)	基本型 1 か所 (おやこ園)
		母子保健型	1 か所 (健康づくり推進課)	
		こども家庭センター型		1 か所 (こども 1 ばん課) (健康づくり推進課)
②地域子育て支援拠点事業	量の見込み		9,862 人回	5,425 人回
	実績・確保方策(提供量)		1 か所	1 か所
			7,000 人回	5,425 人回
③妊婦健康診査	量の見込み		952 人回	542 人
	実績・確保方策(提供量)		717 人	542 人
	確保方策 (実施体制)	実施場所	大阪府内の医療機関や助産所	
		実施体制	母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票を配布し、使用方法を説明	
		検査項目	血圧・体重測定、尿検査、HBs 抗原検査、超音波検査、HTLV-1 抗体検査、トキソプラズマ検査等	
④産婦健康診査	量の見込み		136 人回	75 人
	実績・確保方策(提供量)		93 人回	75 人
	確保方策 (実施体制)	実施場所	町長が委託した大阪府内に所在する産科・産婦人科医療機関及び助産所	
		実施体制	母子健康手帳交付時に産婦健康診査受診票を配布し、使用方法を説明。医療機関から支援が必要と認められた産婦の情報提供を受け、その結果に応じて産後ケア事業や訪問指導等による適切な支援を行う。	
		検査項目	問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)	
⑤乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	量の見込み		68 人	46 人
	実績・確保方策(提供量)		51 人	46 人
	確保方策 (実施体制)		保健師・助産師	
		相談内容	①乳児の発育・発達、産婦の健康状態、養育環境の把握 ②育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 ③保健事業(予防接種・健診等)の説明 ④子育て支援に関する情報提供	

事業名	区分	令和 5 年度 (実績)	令和 11 年度 (目標)
⑥養育支援訪問事業	量の見込み	25 人	25 人
	実績・確保方策(提供量)	4 人	25 人
	保健師・助産師		
	確保方策 (実施体制)	相談内容	①乳児の発育・発達、産婦の健康状態、養育環境の把握 ②育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 ③保健事業(予防接種・健診等)の説明 ④子育て支援に関する情報提供
⑦子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	量の見込み	11 人日	2 人日
	実績・確保方策(提供量)	0 人日	2 人日
⑧ファミリー・サポート・センター (就学児)	現在、本町では未実施となっています。 今後、周辺自治体との連携等、実施に向け検討を進めていきます。		
⑨一時預かり事業 (幼稚園型：在園児を対象にした預かり保育)	量の見込み	3,086 人日	532 人日
	実績・確保方策(提供量)	666 人日	532 人日
⑩一時預かり事業 (地域子育て拠点等における一時預かり保育)	量の見込み	1,117 人日	390 人日
	実績・確保方策(提供量)	419 人日	390 人日
⑪延長保育(時間外保育)事業	量の見込み	82 人	125 人
	実績・確保方策(提供量)	133 人	125 人
⑫病児保育事業	量の見込み	27 人	3 人
	実績・確保方策(提供量)	2 か所	2 か所
		3 人	3 人
⑬放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ事業)	量の見込み	144 人	113 人
	1～3 年生		81 人
	4～6 年生		32 人
	実績・確保方策(提供量)	2 か所	2 か所
		155 人	235 人
		119 人	175 人
		36 人	60 人
⑭実費徴収に係る補足給付を行う事業	量の見込み	15 人	15 人
	実績・確保方策(提供量)	3 人	15 人
⑮多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。		
⑯子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、ネットワーク構成員の専門性の向上や連携強化、医療機関との連携強化を図る取り組みを、府や児童相談所、児童家庭支援センターなどとも連携しながら取り組みを進めます。 子育て支援事業の充実や子育て等の講習会や研修会などの充実が児童虐待の未然防止につながることから、さらなる充実を図ります。		

事業名	区分		令和 11 年度 (目標)
⑰乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) (新規)	量の見込み	0 歳 6 か月～2 歳児の推計	145
		在園児童数(0 歳 6 か月～2 歳)の推計	98
		①未就園児童数の推計	47
		②ひと月当たりの受け入れ時間	470
		③必要定員数(②÷176 時間)	3
	確保方策	0 歳 6 か月～2 歳児の推計	145
		在園児童数(0 歳 6 か月～2 歳)の推計	98
		①未就園児童数の推計	47
		②ひと月当たりの受け入れ時間	470
		③必要定員数(②÷176 時間)	3
以下の 3 事業については、今後、本事業の利用が必要と考えられる対象世帯の動向やニーズを注視しながら、事業の実施について検討していきます。			
⑱子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に実施する事業です。		
⑲児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつながりを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的に実施する事業です。		
⑳親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的として実施する事業です。		



第 3 期河南町子ども・子育て支援事業計画<概要版> 令和 7 年 3 月
 編集・発行 河南町教育委員会事務局 教・育部 こども 1 ばん課
 〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木 1359-6
 TEL 0721-93-2500(代表)